

第7回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月8日(月) 午前9時00分から午前9時40分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 (14人)

議長	10番	近藤 秀隆
議席	1番	奥村 彰朗
議席	2番	森 とみ子
議席	3番	伊藤 暁
議席	4番	足立 幸隆
議席	5番	棚橋 久美子
議席	6番	棚橋 武
議席	8番	渡邊 義一
議席	9番	岩村 好廣
議席	11番	松原 克雄
議席	12番	加藤 孔仁
議席	13番	松原 秀昭
議席	14番	松原 孝治
議席	15番	小野木 武光

4. 欠席委員 (1人)

議席	7番	柴田 敏夫
----	----	-------

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川 雪秀
書記	田中 裕介
書記	亀井 昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第3 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第6 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	令和6年第7回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。 挨拶を述べた。 議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を6番棚橋委員、13番松原委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。 次に、日程第2議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第11号 朗読】 申請地が管理された農地であることを説明した。
議 長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 議案第11号について、適格者証明することに異議がないか諮った。 (異議なし) 議案第11号については、原案のとおりとして、続いて議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【議案第12号 朗読】 番号1は、建築業資材置き場への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。 番号2は、分家住宅への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水及び生活排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた
10番委員 (議 長)	番号1については、近くにも資材置き場を所有している会社の資材置き場の拡張、南側に農地があるが計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。以前、近隣の農地を転用した際に、土留めがしっかり施工されていなかったので、

	同じことがないように依頼した。
9 番委員	番号 2 については、分家住宅。計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか諮った。 (意見等なし)
議 長	議案第 12 号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議 長	議案第 12 号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第 1 号 番号 1～4 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号 1～4 の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議 長	事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし) 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第 2 号 朗読】 申請事由は長屋住宅 2 棟建築であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた
12 番委員	土砂流出防止策がすでにとられており問題ない旨述べた。

議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし) 続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第3号 番号1～4 朗読】 番号1は宅地分譲、番号2は駐車場、番号3と番号4は一般個人住宅であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた
2 番委員	番号1については、目的は宅地分譲、周辺に農地がないため計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
1 3 番委員	番号2については、町内でリサイクル業を営んでいる会社の駐車場、周囲にブロックを設置し、土砂の流出防止を図ることから、計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
4 番委員	番号3と番号4については、周囲に農地がないため計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。 (意見等なし) 以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第7回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年8月8日

議長 近 藤 秀 隆

委員 畑 橋 武

委員 松 原 秀 昭